平成３０年（フ）第１１４１号
横浜市青葉区さつきが丘８番地23　みのりハウス302
債務者　高橋　知行
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
熊本県球磨郡相良村大字深水2066番地85
債務者　木村　行宏
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第１４号
熊本県球磨郡相良村大字川辺2332、住民票上の住所熊本県人吉市上林町1291番地２
債務者　岡本　由子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第１５号
熊本県人吉市合ノ原町1806番地３
債務者　長井　優治
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第２７６号
静岡市清水区原15番地の２
債務者　原田　理加
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３０１号
福岡市南区曰佐２丁目27番27号、前住所福岡市南区若久３丁目15番27―401号
破産者　原口　　修
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３１号
福岡市博多区東平尾１丁目14番13―105号
破産者　羽野亜沙美
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０５号
福岡市中央区長浜１丁目４番４―501号
破産者　入江　浩一
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９３９号
福岡県朝倉市中原145番地
破産者　坂部　滉子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７号
岩手県北上市村崎野16地割136番地50、旧住所東京都板橋区前野町６丁目54番11号フォンテーヌＢ202
破産者　宮川　龍矢
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１号
宮城県気仙沼市九条340番地３
破産者　三浦　文夫
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第３５号
埼玉県春日部市内牧3043番地14　ニュースカイハイツ101号
破産者　戸笠　　学
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
埼玉県草加市谷塚町1169番地９　グレース谷塚201号
破産者　山本　悦子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第７７号
埼玉県越谷市南越谷４丁目19番地32　ハイツセキネＡ―205
破産者　会田　和弘
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目19番14―301号ホワイトストーンハイツ、旧住所東京都足立区関原１丁目19番６号　メゾン・センチュリー502
破産者　柳　　貴夫
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番10―201号、旧住所埼玉県三郷市三郷２丁目６番地１　ステージアヴァンセ108
破産者　古谷　忠廣
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係